

令和6年度 大津市立瀬田北中学校いじめ防止基本方針

はじめに

生徒が一人の人間として尊重され、夢と希望をもって健やかに成長することが、学校や家庭、地域を含めた全ての人々の願いです。大津市立瀬田北中学校は校訓を「自律・創造～心豊かで、たくましく未来を拓く生徒の育成～」とし、学校教育目標を「考動（考え動く生徒の育成）」として、自分の身の回りの事象について主体的に考え判断し行動できる生徒の育成に取り組んでいます。その上で「瀬田北中のあたりまえ～あいさつ・礼儀・身だしなみ・思いやり～」のさらなる定着を図りながら、安全・安心な学校づくりの具体化に向けた努力を教職員一丸となって進めています。

2011年（平成23年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、本校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人ひとりの心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、本校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、大津市立瀬田北中学校いじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

1	いじめ問題に関する基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・	P.1
	(1) いじめの未然防止	
	(2) いじめの早期発見	
	(3) いじめへの対処	
2	「いじめ対策委員会」の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・	P.8
	(1) 役割	
	(2) 構成員	
	(3) 関係する校内委員会等との連携	
	(4) いじめ事案対応フロー図	
3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 ・・・・・・・・	P.9
	(1) 基本方針、年間計画の見直し	
	(2) 基本方針、年間計画の公開・説明	
4	いじめ防止等に向けた年間計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・	P.10

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」の定義を十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

このため、本校では、全ての生徒が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取組内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことであると考えています。そのために生徒同士、生徒と教員等、学校生活で関わる全ての人が相互の信頼関係を築くことができるようにすることが必要です。具体的には、学校のあらゆる教育活動の中で、全ての生徒が自己存在感や自己有用感を感じることが重要です。特に、授業の中では、自己決定の場を意図的に設けるとともに、お互いの意見を尊重し合う共感的な人間関係の育成に努めます。加えて、生徒がお互いの個性や多様性を認め合い、安心して学校生活を送れるような風土をつくりあげるようにします。さらに、生徒自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、生徒一人ひとりが主役となる学校づくりを進めます。

そうした未然防止の取組については、日常的な生徒の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	・生徒が主体となっていじめ防止の啓発につながるような取組を企画し、実施する。 ・生徒会主体のあいさつ運動を定期的に行う。

		<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭などの学校行事を通じて生徒一人ひとりの活躍の場をつくることで活気溢れる学校を目指す。
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取り組み目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳や人権学習の中で、いじめ防止に向けて何ができるのか生徒自身が考え行動する力を育てる。 ・日常の問題解決を要する場面(行事、部活動、友達同士のトラブルなど)を通して、生徒が仲間を思いやる行動の大切さ(人権意識)を感じられるよう支援する。

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルスキルトレーニングやアンガーマネジメントなどに学級活動等の時間を活用して取り組む。 ・いじめにあったとき、どのように対処すればよいのかを道徳の授業や教育相談等の中で指導、助言し考える機会をつくる。
b	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動や道徳の授業の中で、繰り返し SNS の適切な使い方について指導し、正しく利用する力を育む。 ・情報化社会の課題について詳しい専門家を招聘し、利用マナーや、被害者、加害者となる可能性のある事柄など、SNS 利用などを有効に活用できるスキルを養う。
c	相談することの大切さに関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・月に 1 回程度、善行迷惑調査または学校生活アンケートを実施し、困り事や相談事を発信しやすい環境づくりに努める。
d	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活や各教科の授業、部活動などにおいて、お互いを認め合ったり、思いやったりする気持ちを養う。 ・行事を活性化させ、交流場面において、他者の良さを認め友情を深められるよう支援する。 ・授業者以外の教員が積極的に教室に入り、生徒への学習支援を行う場面をつくる。
e	自他ともに認め合う人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の授業を起点に、道徳的価値を意識した教育活動を展開することで、生徒の自尊感情を高めるとともに、相手の気持ちを考えて行動し多様な考え方を尊重できる力を育てる。 ・人権課題(性別・国籍・障がい者等)について理解し、課題を生み出している背景や考え方を捉え、その課題解決に向き合えるような態度を醸成できるよう人権学習を実施する。
f	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意	<ul style="list-style-type: none"> ・共感的な人間関係を土台とした授業づくりができるよう、基盤となる学級経営を学級担任、学年教員などが協力して取り組む。

	見が尊重される学級づくりの推進	・授業の中で自分の意見を述べるなど自己決定の場を設けるとともに、自分の居場所があり、生徒にとって安心安全な学級づくりを行う
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	・部活動の中で先輩後輩同士が交流し、力を合わせてお互いを高め合えるような集団づくりを目指す。

③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	・職員会議や職員研修で、学校いじめ防止基本方針を確認するとともに、いじめを察知できるアセスメント力の向上に取り組む。 ・ホームページに学校いじめ防止基本方針を掲載し、保護者や地域の方に周知する。
b	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	・入学式において、保護者に生徒指導主事、子ども支援コーディネーター、別室加配等の紹介を行う。
c	いじめ対策に関する校内研修の実施	・計画的な職員研修により、いじめを見つける意識の向上と事案発生時の対応を全職員で確認する。 ・生徒指導研修で、いじめ事案や生徒指導事案について学び、組織対応できる体制強化を図る。
d	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	・学校協力者会議や学校評価委員会などを通じて本校のいじめ対策について指導、助言を受ける機会を設ける。 ・いじめ対策推進室や児童相談所などの関係機関と連携し、本校のいじめ事案への対応などについての見直しを行う。

④ その他（学校独自の取組）

取組目標	
学校独自の取組	・瀬田北中のあたりまえ「あいさつ・礼儀・身だしなみ・思いやり」を徹底できるよう学校全体で取り組む。
	・複数教員による授業中の生徒支援や支援員の積極的活用により、きめ細やかな指導対応を行う。
	・善行迷惑調査の結果から、善行について生徒に積極的に情報提供をして褒める機会を増やす。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすることが多く、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、ささいな兆候をいじめではないかとの疑いを

もって、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が生徒の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から生徒の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いをもって、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行います。

また、生徒や保護者が安心していじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、生徒または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。さらには、家庭と学校が緊密な連携をすることにより、保護者と学校との間で情報を共有し、生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・善行迷惑調査を実施し、迷惑な行為はもちろん、善行にも目を向ける。 ・調査等は複数の目で確認し、気になることがあれば早急に聴き取りを行い、改善に向けて指導方針を立てる。
b	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・学期に1回教育相談を行い、生徒が困っていること、悩んでいることがないか聴き取る。気になる情報は共有し、適切に対応する。
c	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・朝の打ち合わせ時や昼休み、業間など、学年フロアに教員を配置し、生徒の様子を見守る。トイレや給食棟など、教員の目につきにくい場所についても留意する。 ・あいさつ運動や登下校中のパトロールを行い、多くの目で生徒の様子を見守る。
d	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、7月、12月に個別懇談会を実施（4月の2.3年生は希望制）することで、保護者と学級担任が子どものことを話し合う機会をつくる。 ・学校通信や学年通信、学級通信等を通して、子どもの様子を伝えられるよう努める。また、テトルを活用してデジタル配信も継続する。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	<ul style="list-style-type: none"> ・学年ごとに生徒指導日報を記録し、定期的に全体で共有する。 ・子ども支援コーディネーターは生徒指導日報を細かく確認して、必要に応じて他教員と連携しながら適切に対応できるよう努める。
b	いじめ疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ（やその疑い）事案を認知した場合は速やかにいじめ対策委員会を開く。管理職、生徒指導主事、別室加配、子ども支援コーディネーター、学年生徒指導、養護教諭等による情報共有を行い、速やかに教育委員会へ報告する。
c	保幼小中の連携や学年を越えた情報共有の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・週1回のいじめ対策委員会の中で、学年の様子や気になる生徒情報を共有し、指導方針や対応策について考える。 ・保幼小中連携をさらに充実させ、生徒指導上の問題を共有し、断続的に生徒の人間関係を見守るよう努める。

③ その他（学校独自の取組）

取組目標	
学校独自の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・フロアパトロールの際に、危険行為やいじめに繋がりそうな様子がないか注意して見守り、適宜声かけを行う。 ・学校全体の状況を集約するために、別室加配、子ども支援コーディネーター教員を中心に、いじめ（やその疑い）事案の早期発見に努める。

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた生徒を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、生徒や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、相談者の気持ちを十分に理解しながらも、事実を聞き取るよう注意し、被害を受けている生徒や相談のあった生徒の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果

は、校長が責任をもって大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、全ての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ事案が起きた時には、速やかにいじめ対策委員会を開き、事案に対し適切に対応する。 ・ 学校の教員のみで対応するのではなく、必要に応じてスクールカウンセラーや関係機関等と連携を取り、対応方法を検討する。
b	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害生徒の聴き取りをていねいに行う。それをもとに、加害生徒の聴き取りと指導を行う。また必要に応じて周辺生徒への聴き取りや指導を行う。 ・ 被害者の心の傷の深さを理解し、謝罪をすれば終わりではなく継続して心のケアや保護者との連携を行う。また、加害生徒の状況をよく観察して必要な指導を行い、再発防止に努める。
c	インターネット上のいじめへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加害生徒には情報モラルに関する指導をした上で、被害・加害・関係者など、それぞれの家庭と連携し書き込みを削除させる。また教員は、可能な限りその確認を行う。 ・ 人権侵害や犯罪、違法行為など事案によっては、関係機関等と連携して適切に対応する。
d	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの重大事案発生時等、必要が認められる場合には迅速に案件に関する調査(アンケートなど)を実施する。また、その内容をもとに適切に方針を立て、対応を行う。
e	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴き取りシートといじめ対策委員会の議事録を残し、学年ごとにまとめて保管する。

f	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・学校がいじめ事案を把握した場合は、被害保護者・加害保護者ともに事実確認の内容や指導方針、今後の支援等について適切に伝える。 ・事案の収束後も保護者との連携を密にし、協力しながら生徒を見守っていく。
---	---------------------	--

② その他（学校独自の取組）

取組目標	
学校独自の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・学校のいじめ対策について見直しを行い、内容を協議して、教職員全員での共通理解を進める。また学校協力者会議とも連携して実施する。 ・聴き取りやいじめ対策委員会において、共通の聴き取りシートや議事録の様式を使い、全教員共通の対応を行う。また、各学年に加配を配置し、迅速に対応できるようにする。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取り組みの年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取り組みについて、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取り組みの実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取り組みについての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取り組みを行う
- オ) いじめの疑いや生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴取、生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取り組みの検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、学年主任、生徒指導主事、別室加配、子ども支援コーディネーター、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

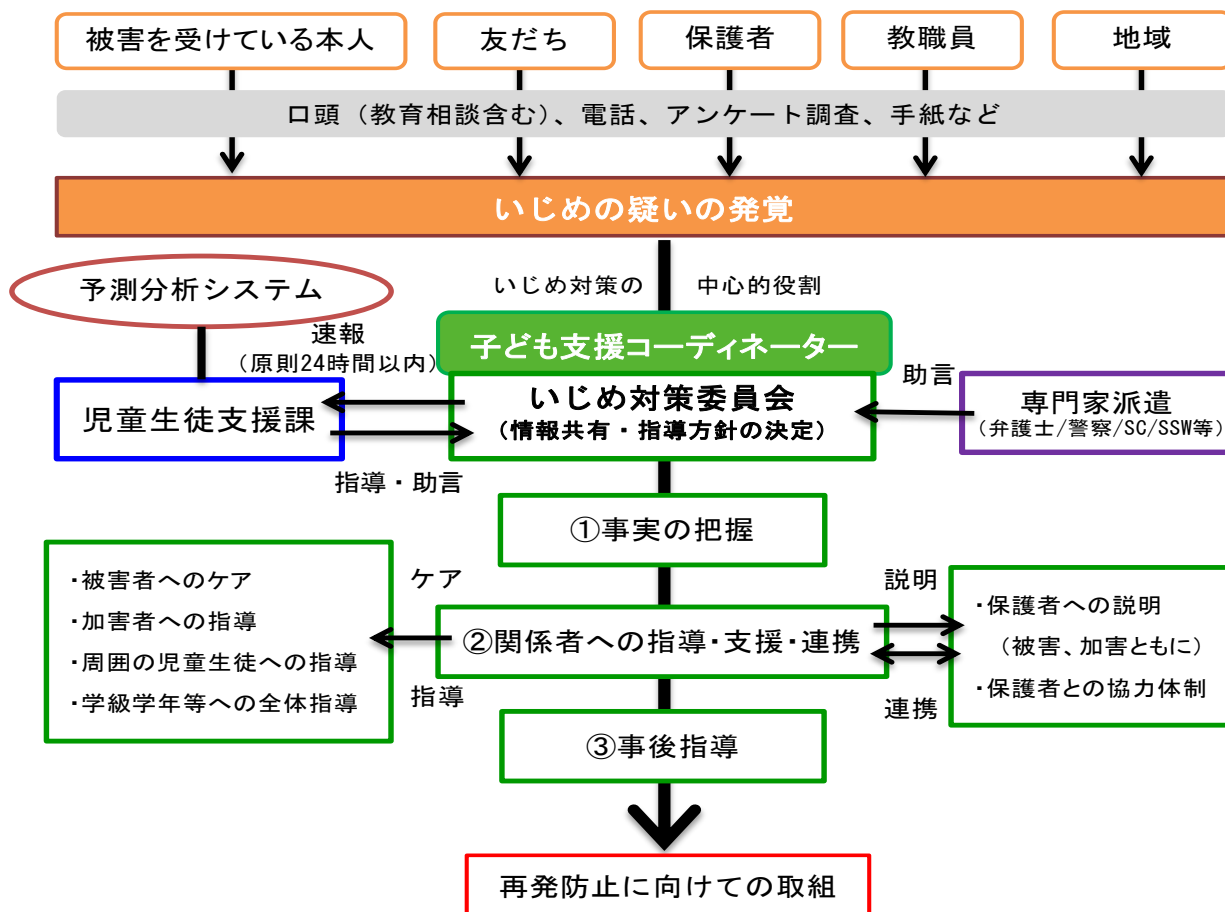
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官OB）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取り組みの実施に当たっては、生徒指導部会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



(5) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、別室加配、子ども支援コーディネーター等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取り組み	備考
4	職員会議<児童生徒理解> (①・②・③) 保護者個別懇談会 (①・②・④) 善行迷惑調査 (②)	・保護者個別懇談会は2、3年生については希望制で行う
5	学校園連絡会議 (④) 民生委員・児童委員連絡会議 (①・④) 保護者参観 (①・④) 学校運営協議会 (①・④) 教育相談事前調査(②) 教育相談 (②・③)	
6	いじめ防止啓発月間 (①・④) 情報安全教室 (①) 教育相談 (②・③) いじめアンケート・善行調査 (②) 生徒会執行部による「いじめ防止プロジェクト」(①・②)	・生徒会を中心にした取り組みの実施
7	学校協力者会議・拡大いじめ対策委員会 (①・④) 保護者個別懇談会 (①・②・④)	・専門家の講話
8	いじめ問題に関する校内研修会 (①・②・③・④)	
9	いじめアンケート・善行調査 (②)	
10	いじめ防止啓発月間 (①・④) 教育相談事前調査(②) 教育相談 (②・③)	・専門家の講話
11	人権学習 (①・④) 善行迷惑調査 (②) 民生委員・児童委員連絡会議 (①・④) 校内人権週間 (①)	
12	いじめアンケート (②) 保護者個別懇談会 (①・②・④)	
1	学校協力者会議・拡大いじめ対策委員会 (①・④)	
2	教育相談事前調査(②) 教育相談 (②・③)	
3	小学校6年生に向けての入学説明会 (①)	
年間を通じて	朝のあいさつ運動、下駄箱チェック (①・②) 校内のパトロール (①・②・③) 地域のパトロール (①・②・③) いじめ対策委員会 (①・②・③・④)	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④